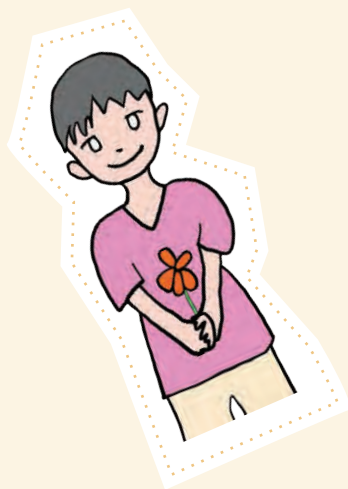
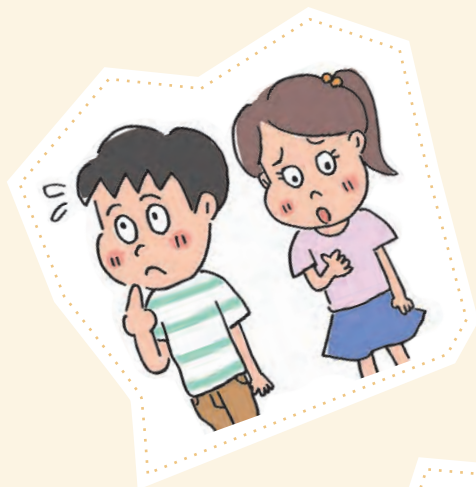




清瀬市男女平等推進条例

すい しん
子どものためのガイドブック



清瀬市男女平等推進条例

5つの基本理念（第3条）

一、すべての人が個人として人権を尊重され、自分らしく生きることが保障されること

二、性別役割分業にとらわれず、自己の意思と責任による多様な生き方が選択できること

三、女性も男性も家庭生活と社会活動の両立ができるような環境をつくること

四、女性が社会のさまざまな領域でもっと企画や活動方針を決定する場に進出すること

五、互いに性を理解し尊重し合い、性に基づいた健康が生涯にわたり維持されること

まえがき

子どもたちだれもが安心して暮らし、たくさん遊び、
たくさん学びながら、大切にされ、自分らしく自信を
持って成長できるまち清瀬。

清瀬市には「男女平等推進条例」という条例があり
ます。条例とは、このまちの人たちが幸せに暮らすた
めにみんなで守りたい、と作った約束のことです。

「男女平等推進条例」は一人ひとりがどんな自分で
あっても、誇りをもって生きることができ、お互いを
かけがえのない命をもつ人として尊重し合うことを
願って作られています。

でも、むずかしい言葉がたくさんあるので、とくに
大切な5つの理念について分かりやすく表してみました。
このガイドブックを読んで、わからないこと、もっ
と知りたいことがあれば、アイレック（男女共同参画
センター）に話を聞きに来てください。裏表紙の QR
コードからもアクセスできます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

基本理念



すべての人が個人として人権^{じんけん}を尊重^{そんちょう}され、
自分らしく生きることが保障^{ほしょう}されること

一人ひとり、だれでもが大切にされ、
自分らしく生きられること



この世に生まれてきた子どもたちはだれでも愛されて大切に守られ、
育てられなければなりません。

性^{せい}^(注)や体形^{はだ}、肌の色^{しゅうきょう}、宗教^{こくせき}や国籍^{しゅうきょう}、生活する上でさまざまなちがいがあっても。学校での教科(体育・音楽・国語や英語その他)が得意でも苦手でも。

あなたは健康で幸福に暮らす権利^く(人権^{じんけん})を持っています。だれからも強制されずあなたの生き方を自分で選ぶことができます。

あなたは、あなた。かけがえのない存在^{そんざい}です。

注：性は女の子と男の子と2つに分けられるものではなく、また、生まれた時の性と自分の感じる性が異なる人もいます。体形^{はだ}や肌の色^{しゅうきょう}、宗教^{しゅうきょう}、国籍^{しゅうきょう}、障^{しょう}がいの有無などと同様に、様々な人がいます。

事例

ぼくは女子と一緒に
いる方が落ち着くんだ



ぼくはだれと
いつしよでも楽しいよ

わたしはスカートがきらい



世の中にはいろいろな
人がいます。
みなそれぞれ自分らしく
していいのです

それぞれ
自分らしく



わたしの自分らしさって
なんだろう



基本理念

2

性別役割分業にとらわれず、自己の意思と責任による多様な生き方が選択できること

性別によってだれかに生き方を決められることなく、自分で自分の生き方を選ぶこと



今、学校の中では女子だからと差別されることはなくなってきています。しかし、社会に出てからは、多くの場合、女性の収入は男性より低いのが現状です。また「男は仕事、女は家庭」という考え方が今でも社会の中にあり、自分の好きな仕事になかなかつけないこともあります。

少子高齢社会(注)を迎えている今、社会の仕組みを整えて、性別によらずみんなの力がいかされないと社会が豊かになりません。だれもがみんな、自分の生き方は自分で決められるようにしたいですね。

あなたは、あなた。

自分で自分の生き方を選び決めることができます。

注：日本は、高齢者が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若い人が減少する「少子化」が同時に進行する少子高齢社会となっています。

事例



基本理念



女性も男性も、家庭生活と社会活動の両立が
できるような環境をつくること

性別にかかわらずだれもが、互いに
尊重し協力し合って、家の中の仕事も
外の仕事もできるようにすること



収入が得られる仕事と収入の得られない仕事(家庭内での家事・育児・介護、
保護者会活動など)があります。

どちらも大事な仕事ですが、家の中の仕事をだれか一人に任せっきりにして
いませんか。

あなたの家ではどうでしょう。どのように協力していくと家での生活がよりよ
くなっていくと思いますか。

家でのみんなの役割を見直してみましょう。

事例



注: 小さい子どもを育てるために仕事を休む権利が法律で定められています。

基本理念



女性が社会のさまざまな領域でもっと
企画や活動方針を決定する場に進出すること

大切なことを決める時には、
計画するときから
女性と男性が平等に参加し決定すること

世界共通の統計で、あらゆる場に女性と男性が平等に参加しているかどうかを数字で表したものをジェンダーギャップ指数といいます。数が大きいほど平等であることを示しています。

ジェンダーギャップ指数の順位 (148ヵ国中)		
順位	国名	指数
1	()	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
20	()	0.781
42	アメリカ合衆国	0.756
101	韓国	0.687
103	中国	0.685
118	()	0.666
131	インド	0.644

左の表の()には次の3つの国が入ります。

- ・アイスランド(ヨーロッパの国)
- ・日本
- ・フィリピン(アジアの国)

日本はどこかな。

表を見て気がついたことを話してみよう。

世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー格差報告書2025」より

実は日本の数値はあまりよくありません。特に政治分野での女性の参加が少ないです。この状態では女性の意見が反映されにくいですね。

社会の中のいろいろなことを決める時、どの性にもかたよらずに意見を聞いて決めることが大切です。

事例



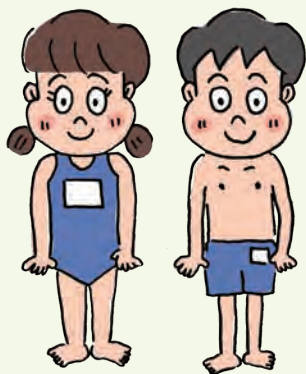
注：令和4年(2022年)現在。34万人中、女性は8万人。

基本理念



互^{たが}いに性^{せい}を理解^{りかい}し尊重^{そんちょう}し合い、性^{せい}に基づいた健康^{けんこう}が生涯^{しょうがい}にわたり維持^{いじ}されること

お互^{たが}いの心身^{しんしん}の特徴^{とくちょう}をよく理解^{りかい}して、
その違^{ちが}いを認め^{みと}め合い、
一人ひとりの身体^{しんたい}と心^{こころ}を大切にすること



水着や下着でかくれるところは
自分だけの大切なところ

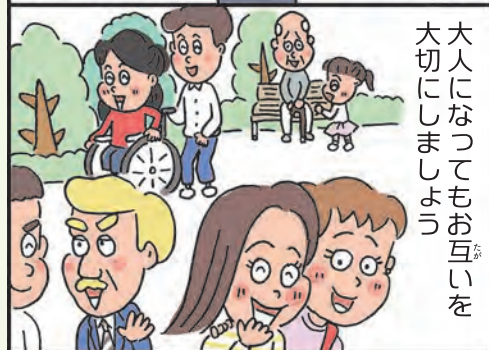
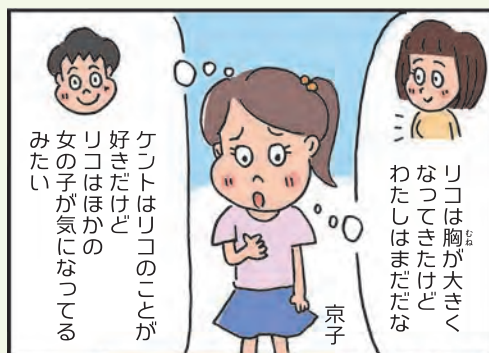
口も顔も大切なところ

小学校の高学年になるころから、子どもをつくることが可能な身体への変化が始まります。その変化は人によって早かったりおそかったり様々です。

心や身体、性のあり方は人それぞれですから、からかってきずつけたり、人の身体を勝手にさわったりしてはいけません。あなたがいやだと思うことを言われたりされそうになった時には、相手がだれであってもはっきりと「いやだ」と言っているのです。お互^{おた}いの心や身体の違いを理解し、大切にしましょう。

あなたは、自分も周りの人も同じように大切にしていますか。

事例



清瀬市男女平等推進条例^{すいしん}について

条例では、これまで説明した5つの基本理念のほかに、次のことが定められています。

条例がめざすもの

条例は「男女平等参画社会」の実現を図ることを目的としています。

男女平等参画社会とは

女性も男性も互^{たが}いに尊重^{そんちょう}し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性^{はつき}と能力を十分に発揮することができる社会をいいます。

市、市民、事業者等の責務

市だけではなく市民、教育に関わる人や会社など、地域^{ちいき}のすべての人々が、自分のこととして考え行動するという、大事な役目をもっています。

施策^{しさく}の推進^{すいしん}

市長は、男女平等推進施策^{すいしんしさく}を総合的、計画的に推進^{すいしん}するために、男女平等推進プラン^{さくてい}を策定します。

市は男女平等推進^{すいしん}を行う中心^{せんしん}の場所として男女共同参画センター(アイレック)を設置^{せつち}し、市民参画^{うんまい}により運営します。

市民参画とは

その計画の始めから市民といっしょに考え運営することです。



清瀬市男女平等推進^{すいしん}条例に関しては
ホームページをご参照ください。

このガイドブックを読んで、感じたこと、考えたことをかいてみよう。
クラスの中や家で話し合ってみよう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

10ページの表の()に入る国は、上から順にアイスランド、フィリピン、日本です。

子どもからの相談窓口

子どものSOSの相談窓口

SNSでも相談できます (文部科学省)

電話：0120-0-78310 ※通話料無料
24時間受付(年中無休)



子どもの人権110番

メールやLINEでも
相談できます (法務省)

電話：0120-007-110 ※通話料無料
平日 8:30～17:15
土・日・祝日・年末年始は休み



子ども家庭支援センター

電話：042-495-7701 (清瀬市)

平日・土曜 9:00～17:00
日・祝日・年末年始は休み

スクールソーシャルワーカー

電話：042-497-2552 (清瀬市)

平日 8:30～17:15
土・日・祝日・年末年始は休み

制作 清瀬市男女共同参画センター
清瀬市男女平等推進条例を育てる会
協力 清瀬市教育委員会
発行 清瀬市

平成 26 年 7 月 初版 令和 6 年 5 月 改訂版
令和 4 年 7 月 新装版 令和 8 年 5 月 改訂版

イラスト 松本望(4-5,10-11 ページ)・藤井結(6-9 ページ)・WOODY(12-13 ページ)
デザイン WOODY

清瀬市男女共同参画センター (アイレック)

清瀬駅前のアミュービル4階にあります。

1995 年 10 月に開設。愛称「アイレック」は市民から募集をして決めました。

I: information (情報)、L: learning (学習)、
E: exchange (交流)、C: consultation (相談)
というセンターの機能そのものを表しています。

住所 〒204-0021 清瀬市元町 1-2-11

TEL 042-495-7002 FAX 042-495-7008



アイレックの場所